

2016年1月29日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）河野 太郎 様
消費者庁長官 坂東 久美子 様
消費者委員会委員長 河上 正二 様

東京消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟	谷茂岡 正子
主婦連合会	河村 真紀子
東京都地域消費者団体連絡会	内藤 裕子
新日本婦人の会東京都本部	由比ヶ浜直子
東京都生活協同組合連合会	竹内 誠
大田区消費者団体連絡協議会	遠島 久美子
多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク	五十嵐ちづ子
事務局長	橋本 恵美子

内閣府消費者委員会の答申(消費者契約法)への意見

高齢化、情報化、国際化等による社会経済状況の変化に対応し、消費者被害を防止・救済する法制度をより実効性あるものにするために早急な検討を求めます。

高齢化の進展や情報通信技術の発達、消費の国際化といった近年の社会経済状況の急激な変化に対して、消費者被害を防ぎ、安心して適正な取引ができるようにするための実効的な法制度の整備が急務となっています。

こうした変化に対応するため、一昨年、内閣総理大臣から消費者委員会に対して特定商取引法と消費者契約法の見直しについて諮問され、それぞれ専門調査会での審議を経て、2016年1月7日に答申が公表されました。答申には、消費者被害の防止・救済という観点から見ていくつかの前進点はあるものの、多くの重要な論点に係る対応策が見送り・先送りとされています。

消費者契約法の答申では、不実告知の取消し事由に「契約の締結を必要とする事情に関する事項」（「動機」等）を追加すること、必要のない過量契約を締結させた場合に取消権を付与することなどについては評価できます。しかし他方では合理的な判断ができない事情（加齢や認知症等）がある消費者につけ込む契約への取消権の付与や、不特定の者に向けた広告を「勧誘」

として明文規定に加えることなど、消費者が改正を期待した多くの論点が検討課題として先送りされました。

認知症のように判断不十分であったり、はっきり断ることができないなど合理的な判断を行うことができない事情を利用して、不必要な契約を締結させる勧誘が多く発生しています。

また、パンフレットやインターネット、折り込みチラシなど不特定多数向けの広告や表示に掲載の内容を信じて契約した場合のトラブルは少なくありません。

高齢化、情報化が進む我が国において対応が遅れることは、新たな消費者被害の発生につながります。

国会と行政は、全国の消費者問題の専門家によって丁寧に収集されている PIO-NET 情報に表れた消費者トラブルの実態に真摯に向き合い、消費者が安心して消費生活を営むことができる健全な経済社会の形成に向けて、被害の未然防止や被害回復等への対策などに速やかに対処すべきです。

先送りされた多くの課題について、消費者からの相談や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の実現に向けた検討を開始することを要望します。

以上